



販売部に関するお問い合わせ
06-6633-9357(平日9時~19時、土日祝日17時)
<http://c.sankei-hanbai.com/>(平日のみ)
紙面記事へのご意見・お問い合わせ
06-6633-9066(平日9時~18時、土曜~17時、日祝日休み)
o-dokusha@sankei.co.jp
購読のお申し込み
0120-34-3733(平日9時~19時、土日祝日休み)
<http://www.sankei.co.jp/reader>

ニュースな一杯を。
Sunfield
<http://www.sunfield.co.jp/>
三田飲料株式会社

成年被後見人に選挙権

東京地裁判決 剥奪規定は「違憲」

成年被後見人が付くと選挙権を失うとした公職選挙法の規定は参政権を保障した憲法に違反するとして、茨城県牛久市のタウン症の女性(29)が国に選挙権があることの確認を求めた訴訟の判決が14日、東京地裁であった。定家誠裁判長は「成年被後見人も主権者たる国民

で、選挙権を一律に剥奪する規定を設けることは許容できない」として規定が違憲で無効と判断、選挙権を認める判決を言い渡した。

(29面に関連記事)
公選法は、後見開始の審判を受けた成年被後見人について「選挙権を有しない」と定めている。同様の訴訟はさいたま、札幌、京都の3地裁でも起こされており、判決は初めて。

主な争点は、①知的障害などを理由に選挙権を制限することが許されるか②成年被後見制度を使って選挙権の有無を判断することが合理的か③の2点だった。原告の名見耶匠さん(50)

定家裁判長は、成年被後見人について「総じて選挙権を行使するに足る能力を欠くわけではないことは明らか」と指摘。その上で、成年被後見制度を使わなくても行使能力を欠く者に選挙

は中度知的障害でタウン症との判定を受け、平成19年に父の清吉さん(81)を後見人として後見開始の審判が確定。このため、選挙権を失った。

定家裁判長は、成年被後見人について「総じて選挙権を行使するに足る能力を欠くわけではないことは明らか」と指摘。その上で、成年被後見制度を使わなくても行使能力を欠く者に選挙権を与えないという規定を設けることは可能で、一律に選挙権を制限する「やむを得ない事情」には当たらないと結論づけた。

総務省は「今後の対応については法務省と協議したい」とコメントした。

成年被後見制度 認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない成人を保護、支援する制度。代理人は本人がした不利益な契約を取り消したり、代わりに契約したりできる。平成12年に禁治産、準禁治産制度を廃止して導入された。判断能力に準じて後見、保佐、補助の3種類があり、選挙権を失うのは後見だけ。最高裁によると、23年には全国の家裁で後見開始の審判申し立てが約2万5千件あった。制度導入から同年までの申し立て総数は約21万8千件。